

経営者の皆様及び人事労務ご担当者様へ

ひとつでも当てはまる方は、ぜひご参加ください!!

- ☐ なにをもって過労死、労働災害と認定されるのか知りたい。
- ☐ 過労やメンタルヘルス不調に伴う労働災害が起きないように過去の事例と講じるべき対策を知っておきたい。
- ☐ 押さえておくべき従業員への安全配慮義務ポイントを知りたい。

県内最大規模の総合法律事務所



弁護士法人

新潟第一法律事務所

Niigata Daiichi Law Office

当事務所は、所属弁護士22名、新潟県内に5拠点(新潟・燕三条・長岡・新発田・上越)及び東京事務所をかまえる県内最大規模の法律事務所です。

弁護士法人 新潟第一法律事務所 主催 第77回定期セミナー

従業員への安全配慮義務、遵守できていますか?

先着20名様!!

過労死にみる長時間労働のリスクと求められる対応セミナー

日時 12月13日(火) 15:00-16:30

会場 技術士センタービルI 8階 A会議室
(新潟市中央区新光町10番地2)

参加費 4,000円(税込) ※顧問先様は2,000円
[当日、会場にて申し受けます]

セミナーのみどころ

大手広告代理店の新入社員の自殺に対し労働災害(労災)認定がされる等、昨今では長時間労働をはじめとする「過労」が原因となる労働災害が多発しています。

『過労死』の場合、労災と認定される際に、長時間労働の有無が重要な判断基準の一つとなります。どのような場合に『過労死』と判断されるのかにつき実際の事例を参考に解説いたします。

また、『過労死』が発生してしまった場合に、企業が負いかねない責任がどのようなものか、対策を怠っていた場合に企業が被るであろう損害賠償をはじめとする様々なリスクとその対応に関する注意点を解説いたします。その他、もしものときに備えて企業がとっておきたい対策についてもご説明いたします。

貴社の従業員への安全配慮や長時間労働の対策は万全なものか、この機会にあらためて見直してみませんか。



講師

弁護士法人新潟第一法律事務所

弁護士 五十嵐 亮



弁護士法人新潟第一法律事務所長岡事務所所属。

事故賠償チーム所属、労災案件の取扱い経験豊富。

過去に「傷病休職から復職・退職に至るまでの対応方法セミナー」や「問題社員への正しい対応力を身につけるセミナー」などのセミナー講師を務めるなど労務セミナーの実績多数。

参加ご希望の方は、お手数ですが、以下にご記入の上 12/12(月)までにお申し込みください!!

FAXにてお申し込みください! FAX:025-280-1552

フリガナ
事業所名

フリガナ
お名前

フリガナ

*2名様まででお願いいたします
参加人数 名様

ご紹介者様のお名前()

*ご紹介者様がいらっしゃる場合にはご記載ください。(いない場合は、記載不要です。)

〒
ご住所

電話番号

FAX

E-MAIL

@

[定期セミナー等のご案内(メルマガ登録)について、今後の案内を希望しない□]

※今後FAXにてのご案内が不要の場合は、ご連絡をいただいたあとはお送りいたしませんので、お手数ですが送付不要のご連絡頂戴できますと幸いです。ご記入いただきました情報は、名簿等の作成、セミナーのご案内以外には使用いたしません。なお、ご紹介者の方に、お申し込み状況についてお知らせする場合がございます。

お問い合わせ先/主催: 新潟第一法律事務所 理事長 和田光弘 担当: 渡辺・猪股

新潟市中央区新光町10番地2 技術士センタービルI・7階

TEL:0120-15-4640 FAX:025-280-1552 URL:www.n-daiichi-law.gr.jp



弁護士法人

新潟第一法律事務所

Niigata Daiichi Law Office

(新潟県弁護士会 東京弁護士会 所属)